

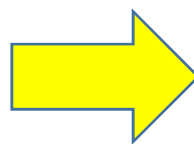
意見書の公表（平成29年8月分）

ご意見の内容

生活扶助について

ここ数年で生活扶助が約10%も減額され、諸物価が数パーセントも値上りしている現況です。基礎控除の額をみなおして増額していただけたら年をとっていても少しは労働の意欲が、そして活力が生活にはげみがでます。ぜひ、耳を傾けて下さい。生活する希望を与えて下さい。小田原市としても、給付金の減額にもなるのではないのでしょうか。どうぞよろしく申し上げます。

記入日：8月10日



生活支援課より

このたびは、貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。

生活保護を利用されているかたで、勤労収入がある場合、勤労に伴う必要経費として基礎控除が適用されます。国においては、生活保護法の目的の一つである自立助長を促進するという観点から、勤労意欲の増進が効果的に図られるよう、適宜勤労に伴う必要経費等の見直しを行っているところです。

保護の実施機関としましても、法の定められるところにより、保護を決定、実施することとなっておりますので、ご理解ください。

また、本市では経済的自立を目的とするものだけでなく、さまざまな状況に応じた就労支援の実施にも取り組んでいるところであります。ぜひご相談ください。